

証券コード 4177  
2022年6月3日

株 主 各 位

大阪市淀川区西中島五丁目11番8号  
株式会社 i - p l u g  
代表取締役CEO 中 野 智 哉**第10期定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、本株主総会当日の会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月20日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送願います。

敬 具

記

- |         |       |  |
|---------|-------|--|
| 1. 日    | 時     | 2022年6月21日（火曜日）午前10時   |
| 2. 場    | 所     | 大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号<br>新大阪丸ビル別館 3階 3-5号室<br>(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)   |
| 3. 目的事項 | 報告事項  | 1. 第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項    | 第1号議案 | 定款一部変更の件   |
|         | 第2号議案 | 取締役7名選任の件  |
|         | 第3号議案 | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件   |

#### 4. インターネットによる開示

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://i-plug.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・ 連結計算書類の「連結注記表」
- ・ 計算書類の「個別注記表」

したがって、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://i-plug.co.jp/>) に掲載させていただきます。
  - ◎ 株主総会当日のお土産の配布につきましては、行っておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただきます。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましても、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。
  - ◎ 会場は、接触感染リスク低減のため、座席間隔を広げることから、十分な座席数を確保できない可能性がございます。定員を超える株主の方がお越しの場合、入場制限を行わせていただく場合もございますので、予めご了承のほど、宜しくお願い申し上げます。
  - ◎ 本総会の決議結果につきましては、決議ご通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、「つながりで世界をワクワクさせる」というミッションのもと、「人の成長を加速させるキャリアデータベースプラットフォームをつくる」というビジョンを掲げ、就職活動中の学生及び企業を対象に新卒ダイレクトリクルーティングサービス「OfferBox（オファーボックス）」と適性検査サービス「eF-1G（エフワンジー）」を提供してまいりました。

2022年度の新卒採用支援サービスの市場規模は1,285億円（前年度比成長率4.4%）と予測されるのに対して、当社グループが事業を展開するダイレクトリクルーティングサービス市場の前年度比成長率は約28%と高い成長率を維持しております（出典：㈱矢野経済研究所「新卒採用支援市場の現状と展望2022年版」）。2022年卒学生の就職内定率（2022年3月卒業時点）は、96.4%と前年と同水準となりました（出典：㈱リクルート「就職白書2022 就職みらい研究所」）。

##### (売上高)

新卒採用のオンライン化が進んだことで1 to 1 コミュニケーションの重要性が増していることから、採用母集団形成のためにダイレクトリクルーティングが選択されやすい環境になりつつあり、2021年12月末にはOfferBoxの企業登録数が1万社を突破しました。2022年卒学生は19万人が登録し、民間就職を希望する学生の約3人に1人が登録しているサービスとなっております。

このような状況のなか、当連結会計年度の売上高は3,041,482千円（前年同期比41.4%増）、OfferBoxの2022年卒内定決定人数は5,027人（同41.7%増）となりました。

当社グループは、HRプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。サービス別に区分した売上高の概況は、次のとおりであります。

#### OfferBox（早期定額型）

2023年卒を対象とした早期定額型は、前年度から取り組んできた営業部門における顧客フォロー体制の強化によって、OfferBoxで採用成功に至る企業が増加し、早期定額型のリピート受注や平均受注単価の上昇に繋がっており、新規受注も好調です。これに加え、OfferBox期首の契約負債（前受収益）の償却による売上計上の結果、当連結会計年度のOfferBox（早期定額型）の売上高は2,066,234千円（前年同期比52.2%増）となりました。

#### OfferBox（成功報酬型）

2022年卒を対象とした成功報酬型は、新卒採用を取り巻く環境から新規登録企業が増加しております。また、企業の採用意欲が高まっていることから、企業の活動量は増加し、学生の内定決定が好調に推移しました。この結果、当連結会計年度のOfferBox（成功報酬型）の売上高は673,996千円（前年同期比42.3%増）となりました。

#### eF-1G（適性検査）

企業の採用意欲が高まっていることから、適性検査の受検数は回復しております。一方、対面を前提とした適性検査結果を用いた企業内研修は依然として厳しい状況が続いておりますが、適性検査結果の個別帳票生成システムを搭載するなど対策を講じております。この結果、当連結会計年度のeF-1G（適性検査）の売上高は262,828千円（前年同期比3.2%増）となりました。

#### その他

専門学校向けに提供しているマーク式の適性検査や他社向けにカスタマイズした適性検査のロイヤリティ収入は堅調に推移しておりますが、一部サービスの契約形態を変更したことで総額から純額で売上計上しております。この結果、当連結会計年度のその他の売上高は38,422千円（前年同期比41.2%減）となりました。

## (営業利益)

主力サービスであるOfferBoxは好調ですが、さらに成長を加速させるべく、オンボーディング強化のための営業職、マッチング効率改善のための開発職等を増員しており、また、サービス規模拡大のためにプロモーション関連に投資しました。この結果、当連結会計年度の営業利益は367,336千円（前年同期比17.0%増）となりました。

## (経常利益)

当連結会計年度において、保険積立金を解約したため保険解約返戻金が5,540千円発生しております。この結果、当連結会計年度の経常利益は370,639千円（前年同期比27.1%増）となりました。

## (親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度末において、留保金課税等で法人税等が大きくなっております。税金等調整前当期純利益から法人税等116,844千円を差し引いた結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は253,795千円（前年同期比9.2%増）となりました。

## &lt;サービス別の売上高&gt;

サービス区分	第9期 (2021年3月期)		第10期 (2022年3月期) (当連結会計年度)		前年同期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
OfferBox（早期定額型）	1,357,797千円	63.1%	2,066,234千円	67.9%	708,437千円	52.2%
OfferBox（成功報酬型）	473,642	22.0	673,996	22.2	200,353	42.3
eF-1G（適性検査）	254,556	11.8	262,828	8.6	8,271	3.2
その他	65,389	3.1	38,422	1.3	△26,966	△41.2
合 計	2,151,386	100.0	3,041,482	100.0	890,095	41.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は58,784千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社 OfferBoxの改修

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として165,000千円の調達を実施しました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2019年 3 月期)	第 8 期 (2020年 3 月期)	第 9 期 (2021年 3 月期)	第 10 期 (当連結会計年度) (2022年 3 月期)
売 上 高(千円)	—	—	2,151,386	3,041,482
経 常 利 益(千円)	—	—	291,589	370,639
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	—	—	232,494	253,795
1株当たり当期純利益(円)	—	—	66.63	65.11
総 資 産(千円)	—	—	2,864,434	3,321,154
純 資 産(千円)	—	—	1,156,719	1,430,642
1株当たり純資産(円)	—	—	303.59	364.89

(注) 1. 当社では、第9期より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 2020年12月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2019年 3 月期)	第 8 期 (2020年 3 月期)	第 9 期 (2021年 3 月期)	第 10 期 (当事業年度) (2022年 3 月期)
売 上 高(千円)	1,052,796	1,314,553	1,898,563	2,788,415
経常利益又は経常損失(△)(千円)	101,141	△55,794	196,383	376,041
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	86,048	△60,159	182,830	265,125
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	24.96	△17.37	52.40	68.02
総 資 産(千円)	910,380	1,359,050	2,769,092	3,272,597
純 資 産(千円)	241,243	181,083	1,204,594	1,489,847
1株当たり純資産(円)	69.67	52.30	316.15	379.99

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2020年12月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社イー・ファルコン	95,525千円	100.00%	適性検査「eF-1G」の開発、販売

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが、今後さらなる事業の拡大及び持続的な成長を実現し、新卒採用市場の問題解決並びに「つながりで世界をワクワクさせる」というミッションを実現するためには、以下に記載しております課題に対処していくことが必要であると認識しております。

##### ① 顧客開拓について

当社グループは、入社後3年で3割の新卒入社者が離職してしまう（早期離職）という社会の非効率を解消することを目指します。その実現のためには、企業のイメージや全体多数に対して発信するマス向け広報ではなく、企業から学生にアプローチするダイレクトリクルーティング方式により、一対一のコミュニケーションのなかで学生に応じたアプローチが効果を発揮します。各企業の活用事例や採用コラム等の良質なコンテンツの発信、代理店活用による地方企業の開拓により、サービスの利用を促進し、利用企業数の拡大に取り組んでまいります。

また、より多くの学生に利用してもらうため、クチコミ経由の登録数増加を目指すとともに、オンラインではリーチし難い学生を大学・大学生協との連携を強化し安定的なチャネルとすることで、学生登録者数の拡大に取り組んでまいります。

##### ② サービス開発・改良について

当社グループは、大手・中堅・中小、あらゆる企業が良い人材を採用できない、また学生は良い企業に就職できないというミスマッチな状況を解決するために、「OfferBox」サービスの開発・改良に取り組んでまいります。学生へのサービスの提供価値の向上としては、期待しているような企業からのオファーが届くといった機能性、利便性、デザイン性等を高めてまいります。また、企業に対しては、適性検査「eF-1G」との連携強化により、受検結果を用いた「分析」を行うことにより、ターゲット学生の探しやすさ、採用決定率の高さといった提供価値を高めていくことで満足度の向上に努めてまいります。

③ ビッグデータの有効活用について

当社グループは、企業から学生にアプローチするダイレクトリクルーティングサービスを提供していることから、登録学生の属性やインターネット上での行動データを創業当時より蓄積しており、競争優位性の高い独自のデータベースを保有しております。また、適性検査「eF-1G」の受検とその受検結果の活用により、さらに多くのパーソナリティデータ及びそれらを用いたマッチングについての貴重なデータも保有しております。これらのビッグデータを有効かつ適切に活用し、利用企業と登録学生のマッチング効率のさらなる向上に取り組みます。

④ 個人情報の管理について

当社グループは、学生に関する個人情報を多く預かっており、個人情報保護に関しては重要課題と認識しております。「個人情報保護規程」をはじめとする諸規程の制定・運用、役員・従業員への定期的な社内教育の実施、システムのセキュリティ対策等により、個人情報の管理体制を構築・運用しております。また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、引き続き、情報管理体制の強化、徹底を図ってまいります。

⑤ 新規事業の創出

当社グループは、主力サービスの「OfferBox」が順調に成長している一方で、同サービスへの依存度が高い状態にあります。今後当社グループが安定的に成長していくためには、新たな事業を創出し、当該新規事業を収益化させることが重要と考えております。

⑥ 優秀な人材の獲得

当社グループは、今後事業領域を拡大し安定的に成長していくためには、様々なバックグラウンドを持つ優秀な人材の獲得が不可欠であると考えております。多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材の獲得を通して、営業体制・開発体制・管理体制等を強化すべく、積極的な採用活動を行ってまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
HRプラットフォーム事業	新卒ダイレクトリクルーティングサービス「OfferBox」の提供
	入社前の採用選考及び入社後の職種適性実現のための適性検査「eF-1G」の提供

## (6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

名称	所在地
大阪オフィス (本社)	大阪府大阪市淀川区西中島五丁目11番8号
東京オフィス	東京都品川区大崎三丁目6番4号
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区栄三丁目7番13号

(7) **使用人の状況** (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況 205名 (前期比39名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であります。
2. 平均臨時雇用者数については、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
3. 当社グループはHRプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
178名	37名増	32.4歳	2.8年

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であります。
2. 平均臨時雇用者数については、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
3. 当社はHRプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	295,844千円
株式会社みずほ銀行	59,992
株式会社日本政策金融公庫	50,000

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 13,850,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 3,920,750株  |
| ③ 株主数      | 1,063名      |
| ④ 大株主      |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 野 智 哉	2,249,100株	57.36%
山 田 正 洋	250,000	6.37
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	248,800	6.34
田 中 伸 明	179,600	4.58
住友生命保険相互会社	155,500	3.96
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	104,700	2.67
直 木 英 訓	92,800	2.36
NOMURA P B NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN ( C A S H P B )	61,600	1.57
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	48,783	1.24
株式会社日本カストディ銀行 (信託B口)	46,600	1.18

(注) 1. 上記の当社代表取締役CEO中野智哉氏の持株数は、同役員の資産管理会社である株式会社中野企画が保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

2. 持株比率は自己株式 (28株) を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
新株予約権の権利行使により、発行済株式数は110,550株増加しております。

## (2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日			2020年3月13日
新 株 予 約 権 の 数			3,830個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数			普通株式 38,300株 (新株予約権1個につき 10株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額			新株予約権と引き換えに払込は要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額			新株予約権1個当たり 12,800円 (1株当たり 1,280円)
権 利 行 使 期 間			2022年3月20日から 2030年2月28日まで
行 使 条 件			(注) 1
役 員 状 況 保 有 状 況	取 締 役	取 締 役 〔社外取締役 を除く〕	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 1,500株 保有者数 1名
		社 外 取 締 役	新株予約権の数 3,680個 目的となる株式数 36,800株 保有者数 1名
	監 査 役		—

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- ハ. 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

- 二. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
2. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
3. 2020年12月31日付で行った1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役CEO	中野智哉	株式会社イー・ファルコン取締役
取締役CFO	田中伸明	コーポレートマネジメント・ワークプレイス&コミュニケーション担当 株式会社イー・ファルコン取締役
取締役COO	直木英訓	事業推進・CS担当
取締役	志村日出男	株式会社イー・ファルコン代表取締役
取締役CSO	秋澤大樹	経営戦略担当
取締役	田中邦裕	さくらインターネット株式会社 代表取締役社長兼最高経営責任者 株式会社アイモバイル社外取締役 BBSakura Networks株式会社取締役 株式会社ABEJA社外取締役 ユメノソラホールディングス株式会社社外取締役
取締役	阪田貴郁	株式会社Board代表取締役 夢見る株式会社社外監査役 株式会社ネットネイティブ社外取締役 株式会社ネットオン社外監査役
常勤監査役	赤木孝一	
監査役	中澤未生子	弁護士、中小企業診断士 エマール経営法律事務所代表
監査役	廣瀬好伸	公認会計士、税理士 株式会社ビーワンフード代表取締役 ビーワン公認会計士税理士事務所代表 株式会社ビーワンカレッジ代表取締役 株式会社NATTY SWANKY ホールディングス社外監査役

- (注) 1. 2021年6月29日開催の第9期定時株主総会において、秋澤大樹氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役田中伸明氏は、2021年6月24日付で株式会社イー・ファルコンの取締役に就任いたしました。
3. 取締役田中邦裕及び阪田貴郁氏は、社外取締役であります。
4. 監査役中澤未生子氏及び廣瀬好伸氏は、社外監査役であります。
5. 常勤監査役赤木孝一氏は、事業会社の管理部門における幅広い経験を有しており、経営管理に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役中澤未生子氏は、弁護士及び中小企業診断士の資格を有しており、企業法務に関する相当

程度の知見を有するものであります。

7. 社外監査役廣瀬好伸氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は取締役田中邦裕氏及び阪田貴郁氏並びに監査役中澤未生子氏及び廣瀬好伸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職・監督者の地位にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬額等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬額等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上に取り組む対価として、各取締役の職責を踏まえた適正な水準において決定することを基本方針とする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責・在任年数に応じ、他社水準・当社の業績・従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

c. 金銭報酬及び業績連動報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

現在、当社取締役の報酬は月例の固定報酬のみであるが、今後の当社の事業拡大及び成長フェーズを鑑み、業績連動報酬及び非金銭報酬の導入を検討する。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別報酬額は取締役会決議による。各取締役が担うミッショングレード並びにそれに伴う業務の進捗及び達成度合いを踏まえた報酬額案を策定し、当該報酬額案の妥当性を指名報酬諮問委員会に諮問し答申を得たうえで、当該報酬案を取締役会に上程するものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	98,310 (11,700)	98,310 (11,700)	－ (－)	－ (－)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13,548 (4,800)	13,548 (4,800)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	111,858 (16,500)	111,858 (16,500)	－ (－)	－ (－)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第9期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役年額30百万円以内）と決議しております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2016年1月25日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役田中邦裕氏は、さくらインターネット株式会社の代表取締役社長、株式会社アイモバイルの社外取締役、BBSakura Networks株式会社の取締役、株式会社ABEJAの社外取締役及び虎の穴ラボ株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役阪田貴郁氏は、株式会社Boardの代表取締役、夢見る株式会社の社外監査役、株式会社ネットネイティブの社外取締役及び株式会社ネットオンの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役中澤未生子氏は、エマーブル経営法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役廣瀬好伸氏は、株式会社ビーワンフードの代表取締役、ビーワン公認会計士税理士事務所の代表、株式会社ビーワンカレッジの代表取締役及び株式会社NATTY SWANKYホールディングスの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 田中邦裕	<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。</p> <p>会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では経営全般の観点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
社外取締役 阪田貴郁	<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。</p> <p>ベンチャー企業における経営管理についての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では経営全般の観点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
社外監査役 中澤 未生子	<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について、適宜、必要な発言を行っております。</p>
社外監査役 廣瀬好伸	<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、監査役会において、当社の内部統制等について、適宜、必要な発言を行っております。</p>

## (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,500

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,005,291</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,507,522</b>
現金及び預金	2,783,787	1年内返済予定の長期借入金	249,654
売掛金	115,351	未払金	386,419
その他	106,152	未払費用	85,629
<b>固定資産</b>	<b>315,862</b>	未払法人税等	72,556
<b>有形固定資産</b>	<b>52,003</b>	契約負債	656,287
建物	44,199	その他	56,975
工具、器具及び備品	49,177	<b>固定負債</b>	<b>382,989</b>
リース資産	6,444	長期借入金	374,388
その他	145	その他	8,601
減価償却累計額	△47,965	<b>負債合計</b>	<b>1,890,511</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>155,763</b>	<b>(純資産の部)</b>	
のれん	81,613	<b>株主資本</b>	<b>1,430,642</b>
その他	74,149	資本金	644,087
<b>投資その他の資産</b>	<b>108,095</b>	新株式申込証拠金	2,816
投資有価証券	40,838	資本剰余金	521,845
繰延税金資産	11,491	利益剰余金	262,077
その他	55,766	自己株式	△184
<b>資産合計</b>	<b>3,321,154</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,430,642</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>3,321,154</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,041,482
売上原価	349,451
売上総利益	2,692,031
販売費及び一般管理費	2,324,694
営業利益	367,336
営業外収入	
保険解約返戻金	5,540
業務委託料	684
為替差益	2,356
その他	406
営業外費用	
支払利息	4,632
株式交付費	1,024
その他	27
経常利益	370,639
税金等調整前当期純利益	370,639
法人税、住民税及び事業税	90,560
法人税等調整額	26,283
当期純利益	253,795
親会社株主に帰属する当期純利益	253,795

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純 資 産 計
	資 本 金	新株式申 込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本 合 計	
当連結会計年度期首残高	633,242	4,194	511,000	8,282	－	1,156,719	1,156,719
当連結会計年度変動額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	10,845	△21,690	10,845			－	－
新株予約権の行使		20,312				20,312	20,312
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				253,795		253,795	253,795
自 己 株 式 の 取 得					△184	△184	△184
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)							－
当連結会計年度変動額合計	10,845	△1,378	10,845	253,795	△184	273,922	273,922
当連結会計年度末残高	644,087	2,816	521,845	262,077	△184	1,430,642	1,430,642

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,752,091</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,415,095</b>
現金及び預金	2,579,631	買掛金	16,298
売掛金	74,292	1年内返済予定の長期借入金	230,020
貯蔵品	21,609	リース債務	340
前渡金	4,448	未払金	359,254
前払費用	71,020	未払費用	81,879
その他	1,089	未払法人税等	72,556
<b>固定資産</b>	<b>520,506</b>	預り金	28,881
<b>有形固定資産</b>	<b>41,666</b>	契約負債	609,621
建物	34,857	その他	16,242
工具、器具及び備品	41,244	<b>固定負債</b>	<b>367,654</b>
土地	145	長期借入金	367,447
リース資産	1,728	長期リース債務	207
減価償却累計額	△36,309	<b>負債合計</b>	<b>1,782,750</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>52,351</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	52,351	<b>株主資本</b>	<b>1,489,847</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>426,488</b>	資本金	644,087
投資有価証券	40,838	新株式申込証拠金	2,816
関係会社株式	344,654	資本剰余金	614,087
長期前払費用	1,236	資本準備金	614,087
繰延税金資産	7,884	<b>利益剰余金</b>	<b>229,039</b>
その他	31,875	その他利益剰余金	229,039
		繰越利益剰余金	229,039
<b>資産合計</b>	<b>3,272,597</b>	<b>自己株式</b>	<b>△184</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,489,847</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>3,272,597</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,788,415
売 上 原 価	387,203
売 上 総 利 益	2,401,211
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,054,249
営 業 利 益	346,961
営 業 外 収 益	
業 務 受 託 料	8,221
受 取 配 当 金	26,001
そ の 他	118
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,209
株 式 交 付 費	1,024
そ の 他	27
経 常 利 益	376,041
税 引 前 当 期 純 利 益	376,041
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	82,473
法 人 税 等 調 整 額	28,442
当 期 純 利 益	265,125

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	新 株 式 申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	
			資本準備金	その他利益剰余金			
				繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	633,242	4,194	603,242	△36,085	－	1,204,594	1,204,594
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	10,845	△21,690	10,845			－	－
新株予約権の行使		20,312				20,312	20,312
当 期 純 利 益				265,125		265,125	265,125
自己株式の取得					△184	△184	△184
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							－
当 期 変 動 額 合 計	10,845	△1,378	10,845	265,125	△184	285,253	285,253
当 期 末 残 高	644,087	2,816	614,087	229,039	△184	1,489,847	1,489,847

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社i-plug  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福島 康生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅 潔

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社i-plugの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社i-plug及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社i-plug  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福島 康生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅 潔

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社i-plugの2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換により連携を図ること、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、代表取締役との定例会、取締役及び執行役員との意見交換会並びに部門長等との面談を通して、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書、契約書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及びエリアオフィスにおいて業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けると共に、監査役会において、子会社監査役より監査結果の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社 i - p l u g 監査役会  
常勤監査役 赤 木 孝 一 ㊞  
社外監査役 中 澤 未 生 子 ㊞  
社外監査役 廣 瀬 好 伸 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

##### (1) 株主総会参考書類等の電子提供措置等の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

##### (2) 取締役の任期の短縮

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結 計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情 報を、法務省令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示することにより、 株主に対して提供したものとみなすことができ る。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部又は一部につい て、議決権の基準日までに書面交付請求した株 主に対して交付する書面に記載しないことがで きる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="390 160 701 185">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="306 198 467 223">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="288 235 802 337">第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="288 349 802 450"><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="500 500 591 526">(新 設)</p>	<p data-bbox="928 160 1239 185">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="845 198 1005 223">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="827 235 1341 337">第21条 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="1038 349 1129 374">(削 除)</p> <p data-bbox="845 500 920 526"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="845 538 1316 563"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="827 576 1341 828"><u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="827 840 1341 941"><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="827 954 1341 1055"><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	中野智哉 (1978年12月9日)	2001年6月 株式会社ロード入社 2002年6月 株式会社アド・エイエヌ（現 パーソルキャリア株式会社）入社 2012年4月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役CEO（現任） 株式会社イー・ファルコン取締役（現任） 2022年4月 株式会社pacebox取締役（現任）	2,249,100株
(取締役候補者とした理由) 中野智哉氏は、創業時より当社の代表取締役を長年にわたり務め、2018年6月より当社グループの株式会社イー・ファルコンの取締役に就任し、当社グループの経営を統括する等、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も当社グループの成長及び企業価値向上に必要な人材と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。			
2	田中伸明 (1982年11月29日)	2005年4月 アフラック（正式名称 アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス）入社 2009年1月 株式会社グロービス入社 2012年6月 当社取締役営業担当 2014年7月 当社取締役CMO 2018年10月 当社取締役CHRO 2019年9月 当社取締役CFO兼コーポレートマネジメント部ゼネラルマネージャー 2021年6月 株式会社イー・ファルコン取締役（現任） 2021年7月 当社取締役CFO（現任） (担当) コーポレートマネジメント・ワークプレイス&コミュニケーション	179,600株
(取締役候補者とした理由) 田中伸明氏は、2012年6月より当社の取締役を長年にわたり務め、2021年6月より当社グループの株式会社イー・ファルコンの取締役に就任し、当社グループの財務を統括する等、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も財務部門の責任者として当社グループの成長及び企業価値向上に必要な人材と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	なおきひでのり 直木英訓 (1981年7月19日)	2005年4月 株式会社インテリジェンス (現 パーソルキャリア株式会社) 入社 2014年8月 当社取締役COO (現任) 2020年10月 当社RP部ゼネラルマネージャー 2021年4月 当社事業推進室ゼネラルマネージャー 2021年11月 当社事業推進部ゼネラルマネージャー (現任) (担当) 事業推進・CS・エンタープライズソリューション	92,800株
(取締役候補者とした理由) 直木英訓氏は、2014年8月より当社の取締役を長年にわたり務め、営業及びマーケティング分野において豊富な経験と知見を有しております。今後も営業及びマーケティング部門の責任者として当社グループの成長及び企業価値向上に必要な人材と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。			
4	あきざわおおき 秋澤大樹 (1975年5月21日)	1999年4月 本田技研工業株式会社入社 2013年2月 株式会社リクルートテクノロジーズ入社 2020年4月 当社入社、経営戦略室ゼネラルマネージャー (現任) 2020年6月 当社執行役員CSO 2021年6月 当社取締役CSO (現任) 2022年4月 株式会社pacebox代表取締役 (現任) (担当) 経営戦略・大学事業推進	一株
(取締役候補者とした理由) 秋澤大樹氏は、2021年6月より当社の取締役CSOを務め、事業会社での豊富な経験や人材関連サービス事業に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も経営戦略部門の責任者として当社グループの成長及び企業価値向上に必要な人材と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	さか た たか ふみ 阪 田 貴 郁 (1971年5月2日)	2004年10月 株式会社トリドール（現 株式会社トリドールホールディングス）入社 2006年9月 株式会社オー・エム・コーポレーション入社 2010年11月 株式会社F・O・インターナショナル入社 2011年11月 夢展望株式会社入社 2012年12月 夢展望株式会社取締役 2016年4月 株式会社Board代表取締役（現任） 2016年10月 株式会社AIVICK取締役 2017年4月 当社監査役 2018年10月 夢見る株式会社社外監査役（現任） 株式会社ネットネイティブ社外取締役（現任） 2019年9月 当社社外取締役（現任） 2019年12月 株式会社ネットオン社外監査役（現任） 2022年4月 株式会社pacebox取締役（現任）	一株
(取締役候補者とした理由) 阪田貴郁氏は、ベンチャー企業におけるM&Aやファイナンスの経験、並びに、経営管理に関する豊富な経験と知見を有しております。今後もM&A、アライアンス等の業務に関する責任者として当社グループの成長及び企業価値向上に必要な人材と判断し、同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	<p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">田中邦裕 (1978年1月14日)</p> <p style="text-align: center;">【社外取締役在任期間】 2年9か月</p>	<p>1998年4月 株式会社インフォレスト設立 代表取締役</p> <p>1999年8月 さくらインターネット株式会社設立 代表取締役社長</p> <p>2000年12月 さくらインターネット株式会社 代表取締役副社長</p> <p>2004年6月 さくらインターネット株式会社 取締役最高執行責任者</p> <p>2007年11月 さくらインターネット株式会社 代表取締役社長兼最高経営責任者</p> <p>2008年6月 さくらインターネット株式会社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2015年4月 株式会社Joe'sクラウドコンピューティング代表取締役</p> <p>2015年7月 さくらインターネット株式会社 最高経営責任者 (現任)</p> <p>2016年10月 株式会社アイモバイル社外取締役 (現任)</p> <p>2018年4月 株式会社Joe'sクラウドコンピューティング取締役</p> <p>2019年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2019年8月 BBSakura Networks 株式会社 取締役 (現任)</p> <p>2019年12月 株式会社ABEJA社外取締役 (現任)</p> <p>2021年4月 虎の穴ラボ株式会社社外取締役</p> <p>2021年10月 ユメノソラホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)</p>	一株
<p>(選任理由及び期待される役割の概要)</p> <p>田中邦裕氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営に関する豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	<p style="text-align: center;">新任 社外取締役</p> <p style="text-align: center;">あさ だ ゆう じ 麻 田 祐 司 (1972年6月15日)</p>	<p>1997年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所</p> <p>2000年4月 税理士法人トーマツ(現デロイトトーマツ税理士法人)へ転籍 公認会計士登録</p> <p>2004年5月 株式会社エディオン入社、財務経理部長</p> <p>2007年4月 株式会社パソナeプロフェッショナル監査役</p> <p>2008年6月 株式会社エディオン取締役</p> <p>2008年8月 株式会社ビックカメラ取締役</p> <p>2012年6月 株式会社エディオン常務取締役</p> <p>2014年4月 株式会社ブレインアシスト設立 代表取締役(現任) 麻田祐司公認会計士・税理士事務所設立 代表(現任)</p> <p>2016年6月 株式会社SERIOホールディングス社外取締役監査等委員(現任)</p> <p>2018年6月 株式会社ウイルテック社外取締役監査等委員(現任)</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>
<p>(選任理由及び期待される役割の概要)</p> <p>麻田祐司氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士として豊富な知見を有しており、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1. 候補者中野智哉氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 田中邦裕氏及び麻田祐司氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の17頁に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、田中邦裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、麻田祐司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第9期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人給与と含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20千株以内といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は5名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年3月15日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

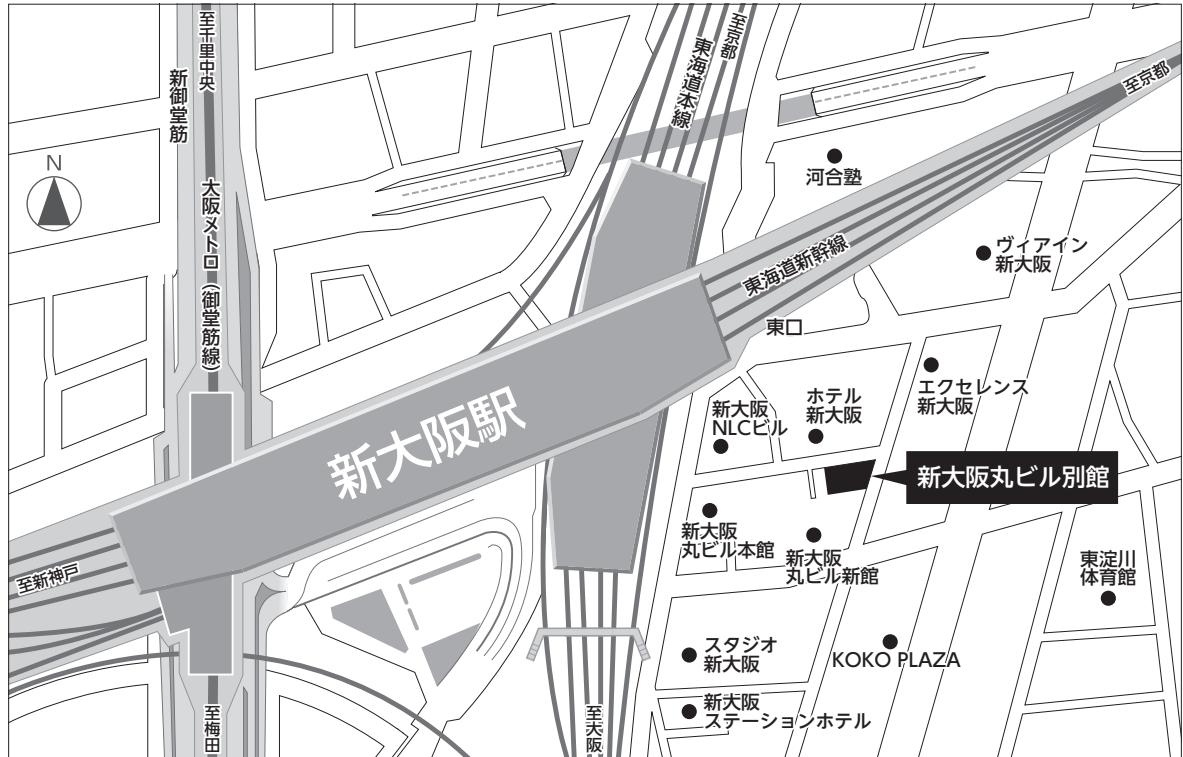






# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号  
新大阪丸ビル別館 3階3-5号室



交通	J R 新大阪駅	東口より	徒歩約2分
	大阪メトロ御堂筋線新大阪駅	5番出入口（中改札）より	徒歩約8分

※会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。